

○大阪産業大学学長選考規程細則

令和2年3月2日

規程第86号の1

改正 令和4年7月28日

(目的)

第1条 この細則は、大阪産業大学学長選考規程の詳細について必要な事項を定める。

(学長選考委員の選出)

第2条 大阪産業大学学長選考規程第5条第2項第1号に定める学長選考委員は、国際学部、スポーツ健康学部、経営学部、経済学部、デザイン工学部、工学部および全学教育機構の各教授会（全学教育機構は機構会議）よりそれぞれ1名ずつ教育職員を選出するものとする。

2 学部学科再編が行われた場合、前項に定めた選出方法は、協議会において協議し改定するものとする。

(公示の方法)

第3条 大阪産業大学学長選考規程および大阪産業大学学長選考規程細則で定める公示および意向投票に関し公表することが定められている事項は、本学WEBサイトを通じて行う。

2 立候補届出期間は、学長選考委員会が定めた開始日から1週間とする。

3 立候補の届け出は、学長選考委員会事務局である事務部（事務部長宛）に届け出するものとする。

4 立候補の届け出は、あらかじめ本学WEBサイトに掲載されている経歴書（研究業績書を含む）、所信表明書の所定の様式にて書面にて提出するものとする。

5 所信表明書には、本学の将来ビジョン、任期中の運営計画、重要課題に対する取り組み計画を記載するものとする。

(投票管理委員会)

第4条 学長選考委員会は、大阪産業大学学長選考規程第7条第1項に定める意向投票を行うため、投票管理委員会を設置する。

2 投票管理委員会の構成は、各学部（全学教育機構を含む。）教育職員各1名および事務職員1名を、学長が委嘱する。

3 投票管理委員会は互選により、教育職員の中からその長を選出する。

4 投票管理委員会はその名簿を作成し、これをあらかじめ公開する。

- 5 投票管理委員会は学長候補者が意向投票有資格者を対象に自らの所信について発表する機会を設けるものとする。
- 6 投票管理委員会は意向投票を滞りなく行うため、学長選考委員会と協議を重ね業務にあたり、大阪産業大学学長選考規程、大阪産業大学学長選考規程細則に定められたものの他、必要な事項についてはその都度定めることができる。
- 7 投票管理委員会の任期は、新たな学長候補者が理事会において決議され、理事長が学長を任命するまでの期間とする。

(意向投票立会人)

第5条 投票管理委員会の長は、意向投票所における立会人として、各学部（全学教育機構を含む。）教育職員各1名および事務職員1名を委嘱する。

(意向投票の実施)

第6条 投票管理委員会は、あらかじめ学長選考委員会が選出した学長候補者をポータルサイトに公示し、意向投票を行う。

(意向投票の方法)

第7条 投票は単記無記名とし、意向投票有資格者の3分の2以上の参加を必要とする。

- 2 病気、公務その他やむを得ない事由で、当日投票できない者は、意向投票期日の前日まであらかじめ投票しておくことができる。

この投票には、投票管理委員会の2名以上の委員が立会うものとする。

有効、無効の判定は、次の基準による。

(1) 有効と認めるもの

- イ 公示された候補者の氏名を1名だけ記入してあるもの
- ロ 敬称をつけてあるもの
- ハ 氏を記入したもの。同姓が複数あるときは、同姓者数で等分する。
- ニ 名を記入したもの。同名が複数あるときは、同名者数で等分する。

(2) 無効と認めるもの

- イ 正規の用紙を使用していないもの
- ロ 正規の用紙であっても、指定された枠外に記入してあるもの
- ハ 2名以上記入してあるもの
- ニ 選ばれる者の氏名以外に他事を記入してあるもの
- ホ 公示された候補者以外の氏名を記入したもの
- ヘ 氏名を判読しがたいもの

ト 白紙のままのもの

3 当該投票行為は、電磁的記録式投票機を用いて行うことができるものとする。

(開票)

第8条 開票は、投票立会人の立会いのもとに、意向投票終了後直ちに行う。

(禁止行為)

第9条 投票管理委員会の構成員は、選挙事務における議事、候補者に関する情報などを一切外部に漏らしてはならない。

(細則の改廃)

第10条 この細則の改廃は、事務部が発議し、協議会の審議を経て理事長が行う。

2 選考委員会はこの細則の改廃について、事務部に提案することができる。

(事務の所管)

第11条 この細則の事務は、事務部が所管する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和2年3月2日から施行する。

附 則 (令和4年7月28日)

(施行期日)

この細則は、令和4年7月28日から施行する。